

2014年3月吉日

関係者各位

消費税引き上げに伴う対応について

公立学校共済組合 中国中央病院
臨床研究・治験管理室 室長 園部 宏

謹啓 皆様方におかれましては、時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、既に御存知のこととは存じますが、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）により、消費税率が2014年4月に8%、2015年10月に10%へと段階的に引き上げられる事になりました。

この税率変更に伴い、2014年4月以降に発生する請求に関しまして下記の通り運用させて頂きたいと思っておりますので、ご協力をお願い申し上げます。

謹白

記

2014年4月以降に発生する費用の請求時に改定後の消費税率（8%）が適応となりますが、改定された消費税法が適用されるのはいずれの当事者にも明確な事項であるため、現行の契約書内容で4月以降の改訂後税率に沿った金額を請求するものとし、覚書等の再締結は不要とする。

尚、契約期間と内容によって経過措置の要件を満たした場合は、平成26年4月1日以降においても旧消費税5%を適応する請求書があることをご承知おきください。

以上